第21号　平成25年度徳島県病院事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県病院事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴ 病床数		790床
⑵ 年間患者数		
	入院	209,875人
	外来	278,404人
⑶ １日平均患者数		
	入院	575人
	外来	1,141人
⑷ 主要な建設改良事業		
	病院増改築工事費	5,639,110千円
	医療器械及び備品購入費	929,672千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収入	
第１款　病院事業収益	18,929,809千円
第１項　医業収益	16,941,934千円
第２項　医業外収益	1,987,875千円
支出	
第１款　病院事業費用	20,005,975千円
第１項　医業費用	19,021,388千円

第２項　医　業　外　費　用　　677,766千円
第３項　特　　別　　損　　失　　306,821千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額734,277千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,350千円及び過年度分損益勘定留保資金729,927千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資　本　的　収　入　　9,029,602千円
第１項　企　　業　　債　　3,694,000千円
第２項　負　　担　　金　　407,525千円
第３項　他会計からの借入金　　2,100,000千円
第４項　補　　助　　金　　2,828,077千円

支　　出

第１款　資　本　的　支　出　　9,763,879千円
第１項　建　設　改　良　費　　6,568,782千円
第２項　企　業　債　償　還　金　　732,020千円
第３項　他会計からの借入金償還金　　2,463,077千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
三好病院医療器械・備品整備事業業務委託等契約	自　平成26年度 至　平成31年度	1,650,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 3,694,000	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし，必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し，又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は，5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については，その経費の金額を，それ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　10,278,959千円

（たな卸資産の購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は，4,420,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第10条　重要な資産の取得は，次のとおりとする。

	種類	名称	数量
⑴　取得する資産	医療器械	リニアック	一式
		磁気共鳴断層撮影装置	一式
		Ｘ線コンピューター断層撮影装置	一式
		ＤＳＡ装置	一式

平成25年２月18日提出

徳島県知事　飯泉嘉門

第 22 号　平成25年度徳島県電気事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県電気事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴　供給電力量	水力発電所	324,000,000ｋＷｈ
	太陽光発電所	3,329,417ｋＷｈ
⑵　建設改良工事	和田島太陽光発電所建設事業	529,200千円
	既設設備改良工事	663,941千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　入	
第１款　事業収益	2,745,302千円
第１項　営業収益	2,565,612千円
第２項　財務収益	29,658千円
第３項　附帯事業収益	139,835千円
第４項　事業外収益	9,897千円
第５項　特別利益	300千円
支　出	
第１款　事業費用	2,469,072千円
第１項　営業費用	2,304,318千円
第２項　財務費用	13千円
第３項　附帯事業費用	123,235千円
第４項　事業外費用	37,506千円

第５項　特　　別　　損　　失　　　1,000千円

第６項　予　　　備　　　費　　　3,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額944,509千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,554千円及び過年度分損益勘定留保資金887,955千円で補てんするものとする。）。

収　　　入

第１款　資　本　的　収　入　　　385,751千円

第１項　固定資産売却代　　　5,520千円

第２項　他会計長期貸付金返還金　　　380,231千円

支　　　出

第１款　資　本　的　支　出　　　1,330,260千円

第１項　建　設　改　良　費　　　1,193,141千円

第２項　投　　　資　　　137,119千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事　　　項	期　　間	限　度　額
日野谷発電所１号水車発電機修繕事業工事請負契約	平成26年度	329,769千円
勝浦発電所水車発電機改良事業工事請負契約	平成26年度	379,862千円
勝浦発電所屋外機器取替事業工事請負契約	平成26年度	162,555千円

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は，1,500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴ 職員給与費	867,098千円
⑵ 交際費	118千円

（たな卸資産の購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は，10,000千円と定める。

平成25年２月18日提出

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

第 23 号　平成25年度徳島県工業用水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県工業用水道事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴	給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	23
			阿南工業用水道	10
⑵	年間総給水量	65,488,300㎥	吉野川北岸工業用水道	38,660,800㎥
			阿南工業用水道	26,827,500㎥
⑶	１日平均給水量	179,420㎥	吉野川北岸工業用水道	105,920㎥
			阿南工業用水道	73,500㎥
⑷	建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	394,493千円
			阿南工業用水道改良工事	326,664千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　　　入	
第１款　事　業　収　益	1,067,842千円
第１項　営　業　収　益	1,062,148千円
第２項　営　業　外　収　益	5,694千円
支　　　出	
第１款　事　業　費　用	931,855千円
第１項　営　業　費　用	837,696千円
第２項　営　業　外　費　用	94,159千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額811,675千円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,841千円，過年度分損益勘定留保資金763,262千円及び当年度分損益勘定留保資金15,572千円で補てんするものとする。）。

収　入	
第１款　資本的収入	81,479千円
第１項　固定資産売却代	1,479千円
第２項　他会計長期借入金	80,000千円
支　出	
第１款　資本的支出	893,154千円
第１項　建設改良費	721,157千円
第２項　企業債償還金	170,797千円
第３項　国庫補助金返還金	1,200千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は，500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については，これらの経費の金額を，これらの経費のうち他の経費の金額に，若しくはこれら以外の経費の金額に流用し，又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費	218,506千円
⑵　交際費	16千円

（たな卸資産の購入限度額）

第７条　たな卸資産の購入限度額は，20,000千円と定める。

平成25年２月18日提出

徳島県知事　飯泉嘉門

第 24 号　平成25年度徳島県土地造成事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県土地造成事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴　工業用地の管理事業　2,923千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収入	
第１款　事業収益	11,044千円
第１項　営業収益	7,740千円
第２項　営業外収益	3,304千円

支出	
第１款　事業費用	4,586千円
第１項　営業費用	4,585千円
第２項　営業外費用	1千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,941千円は，過年度分損益勘定留保資金78,941千円で補てんするものとする。）。

収入	
第１款　資本的収入	33,077千円
第１項　他会計長期貸付金返還金	33,077千円

支出	
第１款　資本的支出	112,018千円

第１項　建　　設　　改　　良　　費　　　　　　　　18千円

第２項　投　　　　　　　　　　　資　　　　　　　　112,000千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は，30,000千円と定める。

平 成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　　泉　　嘉　　門

第 25 号　　平成25年度徳島県駐車場事業会計予算

（総則）

第１条　平成25年度徳島県駐車場事業会計の予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

⑴	収容台数	525台	
⑵	建設改良工事	既設設備改良工事	4,394千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収入	
第１款　事業収益	80,660千円
第１項　営業収益	80,030千円
第２項　営業外収益	630千円
支出	
第１款　事業費用	67,856千円
第１項　営業費用	66,693千円
第２項　営業外費用	1,163千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額157,451千円は，過年度分損益勘定留保資金157,451千円で補てんするものとする。）。

支出	
第１款　資本的支出	157,451千円
第１項　建設改良費	4,394千円
第２項　企業債償還金	20,057千円

第３項　投　　　　　　　　資　　　　　　　　　　　　　133,000千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は，300,000千円と定める。

（たな卸資産の購入限度額）

第６条　たな卸資産の購入限度額は，1,000千円と定める。

平 成 25 年 ２ 月 18 日 提 出

徳島県知事　　飯　泉　嘉　門